１９９４年１１月１２日発行

村尾光子のみなみかわち 町議会報告（第８０号）

発行者:村尾光子(Tel&Fax:44-5418)
連絡先:南河内町祇園5丁目１１番3号

**今回は第３回臨時会（７月２５日）と
第３回定例会（９月１２～１６日）の報告です**

《審議事項》

議案第40号	工事請負契約締結(吉田東小給食室増改築)	賛成全員	可決
41	H6年度一般会計補正予算(第2号)	〃	〃
承認第 7号	専決処分事件(H6年度老・保会計補正第1号)	〃	承認
報告第6・7号	県町村土地開発公社決算・予算について	〃	〃
諮問第 3号	人権擁護委員の推薦(小室正氏)	〃	〃
同意第 1号	固定資産評価審査委員会委員の選任(相沢弘氏)	〃	同意
2	教育委員会委員の選任(間藤方雄氏)	〃	〃
議案第42号	県町村議会議員公務災害補償等組合規約変更	〃	可決
43	町庁舎等周辺整備基金条例の制定	〃	〃
44~48	町重度心身障害者・乳児・妊産婦・母子家庭の医療費助成に関する条例の一部改正	〃	〃
49	町国民健康保険条例の一部改正	〃	〃
50	町公民館設置等に関する条例一部改正(東分館)	〃	〃
51	工事請負契約の締結(南河内中プール改築)	〃	〃
52・53	〃 (吉田東地区農業集落排水事業)	〃	〃
54~57	H6年度町会計補正予算(4会計)	〃	〃
認定第1~5号	H5年度町会計決算認定	〃	認定
請願第 2号	戦後補償問題について意見書提出を求める請願	〃	採択
発議第 3号	同上についての意見書	〃	〃
請願第 1号	総務常任委員会付託事件	継続審議	

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

**一般質問：舘野正明・伊沢剛・大島将良
永吉栄・村尾光子の５議員**

もくじ

村尾光子の一般質問



問１．環境保全とまちづくりについて

(1)ディスポーザー(生ごみ粉砕機)使用の実態はどうか。

町開発指導基準にはディスポーザー不使用が明文化されているが、住民理解は不十分である。周知策を講じられたい。

【都・計課長】使用実態は把握していない。町開発指導要綱第5条にディスポーザー等による排水を流さないと明記してある。また、下水道組合のパンフレットには、ディスポーザーはつまりの原因となるので使用しない旨書いてあり新規加入者に配布している。広報等で周知徹底する。

《南河内町開発指導要綱》

(公共下水道使用上の制限)
第５条：公共下水道使用の際は、ディスポーザー(食品くず処理機)等による排水を流してはならない。

《下水道組合パンフレット》

◎台所のゴミは流さない

台所から出る野菜くず、残飯あるいは天ぷら油等の廃油は、排水管の詰まりの原因や終末処理場の機能を低下させます。また、ディスポーザー(食品くず処理機)も詰まりの原因になりますので、使用しないように。

☞現在の下水道終末処理場は、当たり前のことだが、生ごみはごみとして分別して廃棄することを前提に造られている。だが、この数年、ごみを出さずに済む、ごみの減量化になる、と台所流しの排水口にディスポーザー取り付けを薦める広告を見掛けるようになった。しかし、下水処理から考えると大変なことだ。

環境庁水質保全局の調査によると１人が１日に使う水からの汚濁負荷量(汚れの量)はBOD(生物学的酸素要求量)で示すと平均４３g。このうち屎尿が13g(30%)で生活雑排水(台所・風呂・洗濯等)が３０ｇ(70%)を占めている。これに粉砕した生ごみが加わると処理場は能力オーバーとなることは必至。

このことは、公共下水道利用者のみが対象とされがちだが、合併処理浄化槽や農業集落排水事業についても同様だ。全町的な啓発広報が必要だ。

し尿 30% (13g/人・日)	生活雑排水 70% (30g/日・人)			
	台所 (16.8g/人・日)	風呂 (9.1g/人・日)	洗濯 (3.9g/人日)	その他 0.7g

1人1日当りの汚濁負荷発生量(BOD)　資料：環境庁水質保全局

(2)グリーンタウンの良好な都市景観と住環境保全のため、屋外広告物を規制されたい。

【都・計課長】屋外広告物法に基づき県は屋外広告物条例を定めており、県条例によると町内では東北新幹線と新4号国道沿線は、知事の許可が必要とされている。町では自治医大周辺地区の地区計画にて看板等の形態・大きさ・意匠を制限している。年2回、違反届けの一斉パトロールを実施し、この9月に実施したときには40件を撤去し、連絡先が明記されているものは期限付きで撤去を求めた。

☞県条例、地区計画で屋外広告物の制限をしていると、どれほどの人が知っているだろう。H4年にはグリーンタウンの各家庭に『地区計画届出の手引』という立派な冊子が配布されたが、内容は理解されているのだろうか。看板等は地区外の設置者による営業活動に伴うものが多く、看板設置には届け出が必要と理解されているのか疑問だ。何事も周知が肝心なのに・・・・。

《栃木県屋外広告物条例》

第2条：広告物又は広告物を掲出する物件は、美観風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

第3条(禁止地域等)：次の各号に掲げる地域又は場所においては広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。

1.都市計画法第2章の規定により定められた第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、美観地区、風致地区、緑地保全地区及び・・・

8.道路及び鉄道から展望することができる地域で、知事が指定する区域

第5条(許可地域等)：次の各号に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2.道路及び鉄道から展望することができる地域で、知事が指定する区域

※「知事が指定する区域」：屋外広告物掲出禁止区域等の指定(県告示第965号)

《自治医科大学周辺地区地区計画》

【建築物等の形態又は意匠の制限】

広告物、看板類で刺激的な色彩、形態又は装飾を用いるなどにより、美観風致を損なう恐れのあるものは設置してはならない。

【届出が必要な行為】

(1)建築物の建築	家屋・車庫・物置等の新築、増改築、移転、修繕
(2)工作物の建設	「工作物」とはかき、さく、へい、、門、広告物、看板など
(3)建築物、工作物の形態・意匠の変更	建築物等の外壁等の色彩変更、広告物・看板類の色彩、形態又は装飾の変更、かき・さくの構造変更等
(4)土地区画形質変更	敷地の分割など

今回の質問の目的は、『目障りな看板等は厳しく規制せよ』と提言することであった。地区計画での曖昧な表現をより具体化すべきと言いたかった。思い返せば、地区計画策定時にも住民代表による策定委員会で論議され、その結果の形であった。県条例内容や地区計画の届け出制についてなど、事前の学習が足りなかったと反省している。

(3)自治医大エネルギープラントからの排ガスについて

①周辺住民や町との公害防止協定の有無、あるとすればその内容の説明

②現状をどのように認識しているのか。臭気等の苦情がある。

公害発生源とならぬよう、町としての対応策を求める。

【保・衛課長】公害防止協定はどちらとも締結されていない。エネルギープラント内のごみ焼却施設は、適切とはいえない稼働状況で、町としては改善を指導した。自治医大では新たな施設を整備し、今年10月から稼働する予定と聞いている。焼却しているのは、実験用動物・その他の廃棄物、稼働時間は現在は8時間/日であるが新しい炉では12時間/日になる。公害防止協定を結ぶ考えはない。排ガスの測定は大学で自主的にお願いしたい。

☞新しい施設整備で現状が改善されるのは、大変喜ばしいことだ。しかし、その内容はどうか、と新たな疑問を感じる。納得できる説明がなく、公害防止協定も結ばないとは不安が増幅するばかりだ。本会議では手元に詳しい資料がないとの事だったので、後日、保健衛生課にて話を聞いた。

1. 自治医大から町を経由して知事宛へ『ばい煙発生施設設置届出書』が提出されている。
2. それによると 新設される焼却炉は

処理方式　ガス化燃焼方式（IFG-30-200型、岩谷産業KK）

処理能力　250Kg/時間　(2トン/日)

排ガス処理　湿式バグフィルター

焼却物　一般廃棄物、産業廃棄物

?調べられなかった。

排ガス排出濃度	自治医大焼却炉	北部清掃センター	法規制値
ばいじん	0.1g/Nm³	0.03g/Nm³	0.15g/Nm³
硫黄酸化物	K値　5	K値1.6以下	↓
窒素酸化物	150PPM	100PPM以下	250PPM以下
塩化水素	70PPM	50PPM以下	430PPM以下

また、大気汚染防止法では次の規定がある。

第16条　ばい煙排出者は、総理府令で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

排ガス排出濃度は法規制値より厳しく設定されており、かなりの改善が期待でき安堵した。しかし、環境保全と地域住民の健康を重視するなら、『法律があるから大丈夫』ではなく、測定値の公表やときには立ち入り調査などの約束は必要ではないか。

(4)祇園2丁目に建設される大型店舗工事期間中の交通安全確保、騒音防止にどう対応するのか。配慮されたい。

【都・計課長】騒音防止法により、特定作業の騒音規制基準と町への届け出が定められている。届け出があった際に強く指導する。工事施工者に対しては、工事期間中の作業車の出入り、資材運搬車両の路上駐車等の交通安全確保に十分注意するよう指導する。

問2．福祉行政について
(1)特別養護老人ホーム天寿荘が近く開所するにあたり、在宅介護支援センターの具体的計画と進捗状況を説明されたい。

【住・福課長】開所当初は入所手続きやディサービスの事務処理が煩雑が予想されるので、ホーム本来の事業が軌道に乗るとおもわれる3か月経過したころに、施設管理者・県・町で具体的に協議することになっている。24時間体制としたいので、最低4人(看護婦2人・保健婦2人)の職員が必要となろう。

(2)町内に訪問看護ステーションを設置すべく、具体的計画立案に向け、関係機関と協議されたい。

【住・福課長】老人保健法による訪問看護ステーションは、現在県内に8か所設置されている。その設置主体は医療法人、医師会、病院組合、看護協会で、看護協会を除きすべてが病院と老人福祉施設に併設されている。県の設置許可方針は①保健・医療・福祉に実績がある、②主治医・医師会・市町村と連携できる、③人員確保・経理等良好な運営ができる、としている。また、運営経費は個人からの規定料金と保険給付で賄われるので、広域的な性格が必要となる。これらのことから、まずは在宅介護支援センターの整備と充実を優先し、老人訪問看護ステーションは県の指導、町内医療機関の意向を聞いて検討する。

☞町内に特別養護老人ホームやデイサービスセンターが設置されたことは心強いことだ。しかし、施設の定員があり入所できる人は限られ、入所は長期化すると予測される。また、入所者は所得に応じて費用の負担はするものの、公的負担は大きい。施設入所者の介護費月額は特別養護で※３５万円/人、養護で３０万円/人かかると聞いた(江戸川区 江東園副所長談)。公的福祉サービスが施設入所者だけに偏らないよう、在宅介護の支援策整備は急務と思う。訪問看護ステーションは主治医の指示のもとに医療活動もできるシステムだ。栃木県はさらに50か所設置する方針と聞く。身近なところでのステーション開設を期待したい。まずは、在宅介護支援センター整備からという答弁もよく分かるのだが。 ※町住民福祉課では、特養ホームの措置費は25万円ときいた。

(3)三王山ふれあいプラザに建設予定の福祉センター構想の内容を説明されたい。協議の場はどこか。福祉専門家、住民の意向を充分加味されたい。

【住・福課長】仮称ふれあい館として室内プールとの複合施設を計画している。世代間交流をめざし特に高齢者・身障者の生きがいを主眼に、総務課・企画課はじめ全庁的メンバーにより協議の場を設けている。現在設計委託中。

施設内容：面積 1800m²、子供の広場、会議室、事務室、機能回復訓練室、福祉機器展示コーナー、男女浴室、シルバー人材センター事務所、作業室、教養娯楽室、集会室、研修室、相談室など。

【助役】設計は７社に委託しており、コンペ方式で審査する。採択したものを土台に、県内の他施設視察結果や『誇れるまちづくり委員会』の意見を盛り込んで実施設計としたい。

問３．子供の権利条約について

(1)町教育委員会において、この条約をどのようにとらえているか。

【教育長】《条約の趣旨》主として途上国の現状を踏まえ、十分な保護を受けて健やかに育つことすら困難な児童に、地球的な立場から生きる権利と健やかに育つ権利を保障することがねらいで、先進国においても、子供達の権利が侵害されている例がある。《特色》児童を権利行使の主体者と見ていること。子供が保護されることは権利であり、それを前提にいろいろな権利を認めている。

(2)親・教員・地域住民への条約内容周知、意識啓発にどのように取り組むか。
(3)権利の主体者である子ども(児童・生徒)への対応策はどうか。

【教育長】教員については、校内の現職教育の一環として取り上げ、大いに議論するよう指示した。実践している所もある。父兄へは、学校での会合時に校長、主事より周知するようお願いした。地域住民へは、特に実施する考えはないが、今後社会教育の分野で検討する。

子どもへの対応は、学校の日常教育活動全体を通して、きめ細かに子どもの人権に考慮し一人ひとりを尊重する指導を推進したい。また、新しい学力観に立った指導法の実践により、子どもへの権利の浸透を図る。

子供達が権利と義務を正しく理解することは極めて大切だが、そのための取り立てた指導は考えていない。教科によっては関連内容として取り上げることは望ましいと考えている。

☞子どもの権利条約について質問したのは3年前だった。当時は政府も批准する前で、教育長答弁もかなり情けなかったが、文部省方針が出された現在は、それなりに認識していると確認できた。だが、今回質すべきところは、単に確認だけではなく、より積極的に子供達に、大人にも条約内容を伝え理解させる手だてを講じて欲しいということだった。中途半端な聞き方を反省。

傍聴感想

町議会を寝不足のまま傍聴してしまいました。議会事務局に行くまで職員の前を通って行くのが初めての身には、行きずらく帰りたい気持ちになりました。

議会で一般質問を聴いていて、町について身近なのに知らないことが多いのに気が付き、又、質問するには下調べ調査が大変なことと感じました。

議場では何か白けたムードを感じ、他の議員にとっては興味が無いように感じられ、グリーンタウン内からもっと議員を出さなければいけないと感じました。

環境・福祉・子どもの権利条約どれも大切なことで、広報「みなみかわち」で取り上げて関心をも持っていくようにしたらどうだろうか。

福祉センターでいろいろな人が出会える場所として、福祉・環境・生活・世界について専門家と学べる場も欲しい。

子どもの権利条約は子どもを持っている親達にはとても大切なことですので、もっとたくさんの人を集めて関心があることを判って頂ければ良かったと思っています。権利条約を学び広げていくことが必要ですが、方法はＰＴＡ・学習会・公民館で連続して取り上げていくことなどではないかと考えています。

― その他 ―

農業問題が話題になっていますが、農業は国民にとりこれからどうするかは考えていかないといけないことです。

米だけではなく野菜もあらゆる物が安く輸入され、どうしたら農家がこれからも残れるか、真剣に考えなければつぶれていくように感じられます。地場産の野菜・米・肉等を使い安全で新鮮な給食を行い、地域とつながりながら宣伝にもなり、また、子どもは何が生きることには大切かを学びながら、農業は生き残りをかけていくのが良いと思います。給食の交付金・制度を見直していく行動をしていくべきだと思います。

―― グリーンタウン　松井とし子 ――

★教育委員に間藤方雄氏（新任：祇園2-10-14）

改選の結果、町教育委員会の委員構成は次の通り　　　　　（敬称略）

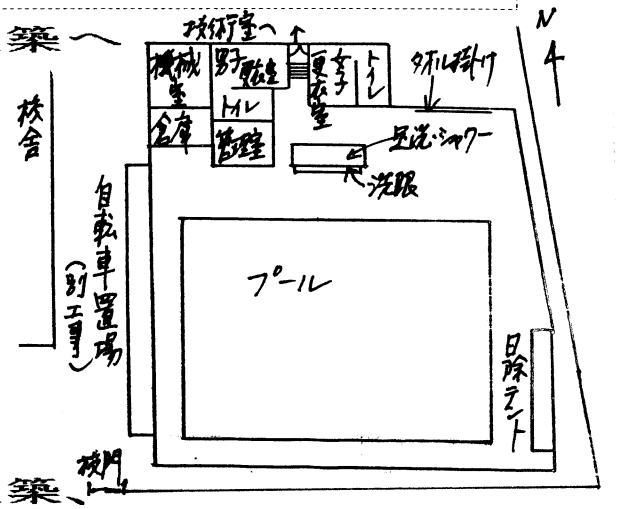
篠　原　辰	71才	元教員　農業　任期~H7年9月	委員長
海老原良夫	68	元教員　8年9月	教育長
小池智恵	64	元教員　8年9月	委員長職務代理
大　門　幸	62	元教員　9年9月	
間藤方雄	65	自治医大教授　10年9月	

☞議員になって以来15年、今回初めて"新しい住民"から教育委員が選任された。教育委員は各界各層からの選任が望ましいとされているので、大いに結構なことだと思う。だが、年齢、職業ではより広範になってほしい。

★南河内中プール改築へ

契約金額　1億2566万円（消費税含む）
契約相手方　磯部・松林特定建設工事共同企業体
工　　期　～H7年5月31日

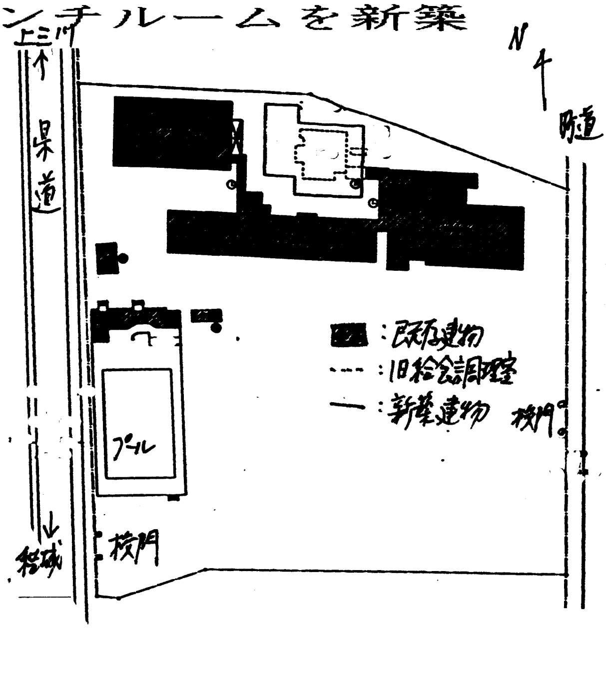
工事概要　ステンレス製プール
25m×8コース
更衣室・トイレ・機械室など



★吉田東小給食室改築、併せてランチルームを新築

契約金額　1億712万円（消費税含む）
契約相手方　増渕・松林特定建設工事共同企業体
工　　期　～H7年2月28日

工事概要
給食室：鉄筋コンクリート平屋建 120.8m²
食　堂：〃　242.2m²、200席
工事中の給食は南河内中で調理し学校給食会に委託して運搬する。委託費は50万円。その間、東小調理員は南河内中へ勤務する。



★町庁舎等周辺整備基金を創設

自治医大に駐車場として貸付けていた町有地を、自治医大に売却しました。
《面積 4567.44m²、売却価格 7億3079万400円(単価16万円/m²)》

> 自治医大前町有地(グリーンタウン内 11,613.29m²)の有効運用については、『自治医大前町有地検討委員会』(議員6人、町職員6人)で検討された結果、①貸付地を売却し、その他は時期を待って処分する。②処分した財源は庁舎等周辺整備の財源に充てる。との答申が出されました。また、3月の予算審議の段階で総務常任委員会は、ふれあいプラザ建設事業を早期に完成させるため町有地売却金を充当されたい、との意見を付帯しました。

売払金┬2億円⇒ふれあいプラザ建設のためふるさと創生基金へ
　　　└5億3079万円⇒庁舎等周辺整備基金へ　　積み立て

一般質問(通告順:抜粋)

①舘野正明議員

1．学童保育行政について

(1)学童保育の現状と学校区毎のニーズはどうか。

【住・福課長】現在、祇園小区対象にGT集会所で実施、保育数は31人。留守家庭児童数は

	薬師寺	吉田東	吉田西	祇園
留守家庭児童数	26人	0	1人	68人

今後、さらにニーズ把握に努める。

(2)学校毎に実施するのが望ましい。校舎一部の開放はどうか。

(3)新設校は地域開放型だが、学童保育との関連はどうか。

【教育長】GT地区は児童数予測が不透明で、現時点での校舎・教室開放は困難だ。
校舎開放は社会教育振興を目指しており学童保育がその延長上にあるとは考えていない。将来、空き教室ができたときは利用も考えられる。

放課後、低学年用教室は空くが、私物がある、様々な目的に使用することもある、また、管理者(校長)からの管理が困難との意見もあり、利用はできない。
文部省指導の学校施設整備方針では、教室に余裕ができたときの優先として①児童生徒の学習スペースに利用、②管理スペース、③社会教育施設に転用としている。文部省では、次のように区別している。

余裕教室	将来とも恒久的に余裕のある教室
空き教室	余裕教室の中で将来とも目的のない教室

(4)教育行政と福祉行政の狭間におかれ、十分手が尽くされて

【住・福課長】女性の社会進出、核家族化等からますます需要は高まる。児童館を建設し、

いないようだが。

学童保育施設として活用する。当面の対応策は6月に示した。(①GT地区コミ・セン建設後、現集会所を学童保育専用施設とする、②旧西保育所を改修し学童保育施設とする)

(5)学童保育の要員対策

【住・福課長】公募し町臨時職員として採用している。しかし、保母経験等の専門性が求められる。それらに配慮した採用を考える。

②伊沢剛議員

1.次期町長選について
坂本町長の立候補意志はどうか。
これまでの自身への評価は。

【町長】多くの町民の推挙が得られるなら、健康でもあり、再度担当したい。評価は、まずは町民の評価を得てから。

2.農業振興地域見直しについて
①見直しの観点、
②県道笹原-二宮線と上三川高校通りの交差点付近の道路整備は。法的手段はどうか。

【経済課長】①新4号国道両側、自治医大駅-新4号国道(町道1-3号線)両側、下野薬師寺跡整備計画地区、ふれあいプラザ予定地、既存集落内介在農地について関係機関と協議しながら見直しを進めている。

【建設課長】②再三の交渉に、未だ同意得られない。暫定措置として現状で舗装した。さらに努力する。

【町長】見通し暗いが、自らの手で解決したい。

③大島将良議員

1.次期町長選挙について

——>前記

2.財政問題について
(1)中期的に見た債務負担行為の単年度負担額の予測は。

【企画課長】H5年度の償還額は29700万円(地方債分24400万円+債務負担行為分5300万円)
H6~10年度の借り入れ額は70億円が見込まれ、ピーク時(12~15年)には11億円の返済額、公債費率は13%、債務負担を含むと24%となろう。
(校舎建設関公費関連で下がる可能性あり)

(2)中期的に見た自主財源確保策の見通しは。

【企画課長】新たな財源確保策が必要。工業用地開発等、あらゆる角度から検討したい。

【町長】根本的に町の土地利用を見直す。
次期町政を担当するなら取り組む。

④永吉栄議員

1.自治医大駅前駐輪場について

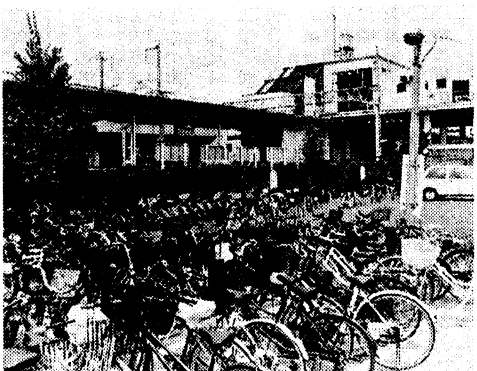
【都・計課長】整備計画は公団・国分寺町と最終

的な協議段階に入っている。予定地は現在の仮設地、建物は2階建(1500台分)、国庫補助を導入する(用地費の1/3,建築費の1/2)。補助外は公団負担、手続き費用は両町で按分する。都市計画決定後事業認可をとる。

1994.9.16　毎日新聞

JR宇都宮線 自治医大駅前
駐輪場建設めぐり主張対立

住宅・都市整備公団が南河内町と国分寺町にまたがる地区に整備を進めてきた住宅団地「グリーンタウンしもつけ」。来月二十五日に完成を祝う記念式典が行われるが、その玄関口となるJR宇都宮線自治医大駅の東口駅前広場に建設が予定されている自転車駐輪場の構造と費用負担をめぐり、公団と両町の話し合いが難航している。両町が駅と駐輪場を結ぶ連絡橋の整備を提案しているのに対して、公団側は費用と景観などを理由に難色を示しているからだ。両町関係者は「せっかく駐輪場を造っても、不便だと利用されない。あとから連絡橋を造ることになると、より多くの費用がかかってしまう」と頭を抱えている。



建設費の負担などをめぐりもめているJR自治医大駅東口の駐輪場予定地

自治医大駅は、同医大とグリータウンの玄関口として一九八三年四月に開業した。駅は国分寺町にあり、駅東口から東へ百㍍ほど行くと南河内町との境界になる。駅の開業とともに、周辺には住民の足になっている自転車が置かれるようになった。

南河内町は「当初の計画では駐輪場の整備が盛り込まれていたので、公団が駐輪場を整備するものと思っていた。しかし、いつのまにか計画が後退して応分の負担を持ち掛けられた」と経過を説明する。

そのうえで「屋根のある駐輪場を建設してほしい」という住民の声を受け、国分寺町に働き掛けて公団に駐輪場の設置を要望してきた。だが、建設費の負担をめぐって話し合いがまとまらず、数年前、公団が分譲地を提供した駅前広場の南北二カ所に、自転車を置くだけの仮駐輪場（七百台収容）が設けられた。

南河内・国分寺両町 「駅までの連絡橋を」

最近ではこの駐輪場に入り切れない自転車が道路や駅入り口付近に放置され、平日で百台以上にもなっている。

そこで昨年、三者が新駐輪場の建設に向けて初会合を開き、これまでに五回の会合を持った。その結果、仮駐輪場になっている南側の分譲地一九五六平方㍍を公団が提供。用地費と建設費を三者で負担することとし、国の補助を受けて建設することが固まった。

タウン完成式典前にもんちゃく

二階建ての鉄骨構造で千五百台収容と想定すると、グリーンタウンの地区内利用者は約九割で、残りは地区外と見られている。このため三者の負担割合は、この九割を公団側が、残る一割を両町で負担することにしている。

だが、仮駐輪場の利用者は南河内町の住民がほとんど。国分寺町との間でも負担額の調整が必要になっている。

団地整備の住都公団 費用、景観理由に「ノー」

さらに、同駅の手前の小金井駅では駐輪場の二階と駅が連絡橋で結ばれ、一つ先の石橋駅でも駅と駐輪場の二階を連絡する工事が進んでいる。このため、両町では建設する駐輪場も駅と連絡橋で結ぶよう提案。公団側は難色を示しているものの、「来月二十五日の式典まではめどをつけたい」と話している。

グリーンタウンは、同公団が八一年から、自治医大周辺地区のJR宇都宮線東側一帯で行っている土地区画整理事業。南河内町を中心に一部が国分寺町にまたがる約一八二㌶に住宅地や道路、公園などを設け、人口約一万八千人、戸数約四千五百八十戸の学園都市を建設する。

八七年に分譲が始まり、一日現在で南河内町は二千五百十三世帯（七千八百三十六人）、国分寺町は二百四十三世帯（五百九十四人）が生活している。

2. 可燃ごみ資源化について
　可燃ごみの燃料化はどうか

【保・衛課長】ごみ処理は小山広域保健衛生組合で進めているので、町単独では考えない。

3.農業公社設立に関して

【経済課長】国の動向を見ながら、生産者団体と協議して検討する。

【町長】勉強している。行政主導ではなく農家自らが判断する時期がくるであろう。

4.地方拠点都市指定について どのようなメリットがあるか。

【企画課長】東京一極集中を地方へ分散し、国土の均衡ある発展の核となるべく、県南14市町村が指定された。推進協議会を設立して10年間の基本計画を作成する。国の承認後、公共施設整備等への資金確保支援措置や、単独事業への地方債、交付税を活用した支援策が得られる。ふれあいプラザ、仁良川地区区画整理、下野薬師寺跡史跡整備等組み入れたい。

あとがき

すっかりご無沙汰してしましました。10か月振りとなってしまいましたが、9月定例会報告をお届けします。飛ばしてしまった3、6月定例会については、近いうちに何らかの形でお届けするつもりです。（報告78・79号）

今年の4月からは息子も家を離れ、ついに夫婦二人ととの生活になりました。だから、最優先している議員活動にもっと時間を費やせる筈なのですが、どうした訳か中途半端でした。団体活動も避けることはできず、自らの学習も必要、そして定期的に回ってくる下野新聞の紙面批評原稿書き。どれも欠くことはできず、大変勉強になっているのですが、生活のリズムをつかめていないのが最大の課題かな。また、自らの能力を顧みずいろいろ手掛け過ぎているのかも知れません。その割りにはグータラな日々を過ごしているけど。時には自らを振り返って深く反省することも必要だと痛感しています。

町民まつりでは『乳泉村の子』の映画上映会が催されます。去年、親子映画の人達と東京岩波ホールへ見に行った作品で大変感動しました。日本と中国の合同製作により、中国残留孤児が中国人養母に育てられ成長していく様子、実母との対面などを描いたものです。懐の深い養母、けなげな子供・・・涙をこられることができませんでした。中国の俳優陣の演技の素晴らしさにも感嘆しました。多くの方に見て欲しいと思います。こんな質の高い映画が上映できるなんて、南河内はすてきな町だこと！